

就任にあたって



消防庁長官 **荒木 慶司**

消防庁長官への就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、火災をはじめとする各種の災害から、地域の安心・安全を守るために、昼夜を問わず消防防災活動にご尽力いただいている全国の消防職員、消防団員及び消防防災関係者の皆様のご労苦に対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、我が国の消防は、昭和23年3月7日に消防組織法が施行され、市町村消防の原則に基づく自治体消防として発足して以来、間もなく60周年を迎えます。この間、関係各位のたゆまぬご尽力の積み重ねにより、制度、体制、技術等各般にわたり着実な発展を遂げ、国際的にみましても高い水準を有しており、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしております。

しかし、災害列島ともいわれます我が国においては、地震や台風による集中豪雨等の自然災害によって、毎年のように各地に大きな被害がもたらされていますし、火災や事故等も後を絶ちません。また、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の切迫性が指摘され、国際的な緊張が高まる中でテロ災害の発生も懸念されているところでもあります。今年3月に発生した能登半島地震では600棟以上の住家の全壊被害が報告されておりますし、7月に発生した新潟県中越沖地震では人的にも物的にも大きな被害が発生したことは記憶に新しいところです。

このような災害、事故等から国民の生命、身体、財産を守り、安心・安全を確固たるものとすることは消防の使命であり、これを全うするため、消防庁といたしましては、全国的・広域的な見地から消防防災・危機管理体制の強化を図りますとともに、行政と住民が一体となった地域の防災力を強化していく必要があると考えております。

このため、昨年6月には、消防体制の整備及び確立を図ることを目的として消防組織法を改正し、市町村の消防の広域化を積極的に推進しているところでもあります。

また、緊急消防援助隊の増強や機動力の強化、特別高度救助隊・高度救助隊や国民保護体制の充実強化等、大規模災害やテロに対する備えの強化に取り組んでおります。

さらに、消防団の充実強化や救急業務の高度化・救急需要対策、住宅防火対策を含めた防火安全対策等による平時からの備えを強化しますとともに、先の通常国会における消防法の改正を踏まえた民間事業所における自衛消防力の確保等、国民が安心して暮らせる地域づくりに対し、全国の消防機関と連携し、全力を挙げて取り組んでまいります。

私は、消防庁長官として、国・地方を通ずる消防防災・危機管理体制の更なる充実強化を図り、消防の使命遂行に全力を尽くしてまいりたい所存でありますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

消防の動き



平成19年
8月号

No. 437

- 「少水量型消火剤の開発と新たな消火戦術の構築」が総務大臣賞を受賞（産学官連携功労者表彰）
- 10月1日からの緊急地震速報の一般提供に向けて
- カラオケボックスの防火対策に関する調査結果及び違反是正の徹底について
- 「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力・連携の促進に向けて」事例集の公表

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



「少水量型消火剤の開発と新たな消火戦術の構築」が 総務大臣賞を受賞（産学官連携功労者表彰）

消防技術政策室

このたび、シャボン玉石けん株式会社、北九州市立大学、北九州市消防局が消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を活用し、共同で研究開発した「少水量型消火剤の開発と新たな消火戦術の構築」が、第5回産学官連携功労者表彰において総務大臣賞を受賞することとなり、平成19年6月16日・17日の2日間、京都国際会議場で開催された第6回産学官連携推進会議において表彰式が行われました。



土屋正忠総務大臣政務官から表彰を受ける受賞者

1 産学官連携功労者表彰

産学官連携功労者表彰制度は、「大学、企業等における産学官連携活動において大きな成果を収め、また、先導的な取組を行う等、産学官連携活動の推進に多大な貢献をした産学官連携の優れた成功事例に関し、その功績を称えることにより、産学官連携活動の更なる進展に寄与すること」を目的として、内閣府等により創設されたものです。産学官連携推進会議において、平成15年より功労者表彰が行われ、今年で5回目を迎えました。

2 開発の背景

消防活動上の諸課題を軽減するためには、少ない放水量で効率的に消火することが重要であり、界面活性剤の添加が放水量の低減に効果があることが確認されています。しかし、これまで消火剤に使用されていた合成界面活性剤は、環境への負荷が懸念されています。

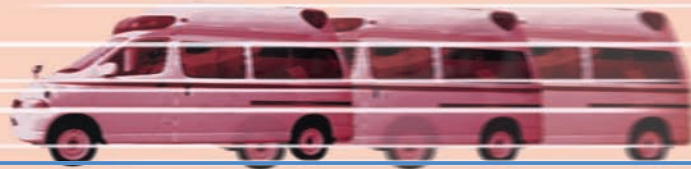


土屋政務官と受賞者

右から

高橋 道夫（シャボン玉石けん株式会社専務取締役）
上江洲一也（北九州市立大学教授）
土屋正忠総務大臣政務官
山家 桂一（北九州市消防局防災対策部長）

そこで、北九州市消防局が少水量でも消火できる消火剤の開発を提案し、地元企業、大学及び関連企業との密接な産学官連携体制を構築し、消防防災科学技術研究



推進制度を活用して、天然系の原料による界面活性剤をベースとし、かつ、一般火災に対して消防隊が使用することができる性能を備えた消火剤を開発することに成功しました。

この消火剤の特筆すべき点は、①放水量を従来のおよそ1/17に減少できること、②生分解に要する期間が従来は2週間程度かかっていたものが1～2日となり、環境負荷が大幅に低減できること、③あらかじめ発砲させることでノズル・ホース等の資機材の小型軽量化により消防隊員の負担が軽減され、少人数での消火活動が可能となり、消防活動の効率・機動性が增大すること、の3点です。



受賞事例の説明を受ける土屋政務官

3 研究開発におけるそれぞれの役割

シャボン玉石けん株式会社は、生分解性に優れた石鹼を界面活性剤として水に混ぜることにより表面張力を抑え、水滴化せずに消火対象に広がり、浸透しやすい消火剤を新たに開発しました（図1参照）。

また、新開発された消火剤の環境負荷の小ささは、北



新開発の消火剤の特徴	
<p><従来水滴（噴霧）></p>  <p>水は大きな分子間力により、表面張力が大きい ⇒ 水滴化（消火性能＝低）</p>	<p><新開発の消火剤></p>  <p>表面張力が小さいため、広がり、浸透する。 ⇒ ゴムやプラスチック等も覆うことができ、消火性能が向上</p>

図1 新開発の消火剤の特徴

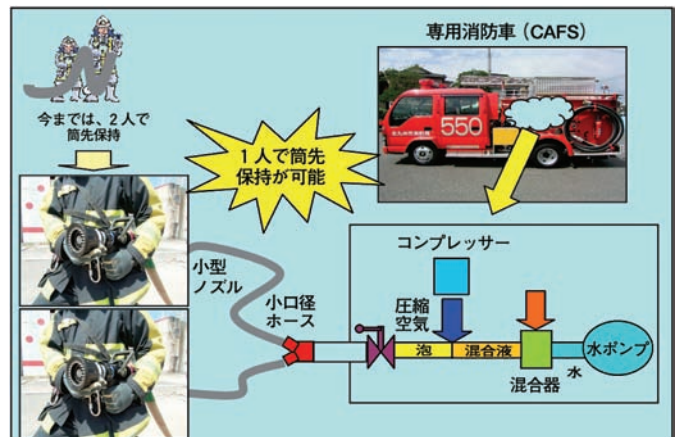


図2 CAFSを使用した新しい消火戦術の例

九州市立大学の上江洲一也教授のメダカ等の水生生物を用いた環境毒性評価により確かめられました。

さらに、北九州市消防局では、この消火剤を有効に活用するため、CAFS（Compressed Air Form System）装置付専用消防車を開発し、消火実験等を通じて新たな消火戦術を構築しました（図2参照）。

4 今後の期待

新たに開発された消火剤や資機材の導入により、①消火活動時間の短縮等による消火効率の向上、②水質汚染物質の発生抑制による環境負荷の軽減、③使用水量の減少による二次的損害（水損）の抑制、④再燃抑止力の向上、⑤消防職員の活動負担の軽減、⑥消防車両・資機材の小型軽量化等が期待されます。



少量型消火剤による消火実験



10月1日からの緊急地震速報の一般提供に向けて

防災課

緊急地震速報は、震源に近い観測点で得られた地震波を使って、直ちに震源、地震の規模及び各地の震度などを推定し、地震発生から数秒程度ですばやく情報を提供するものであり、地震の大きな揺れが始まる前の防災対応に役立てていただくことを目的としています。現在、気象庁を中心に「緊急地震速報」を本年10月1日から一般の方々へ提供開始することを目指して、政府一体となって周知・広報等の取組を進めています。

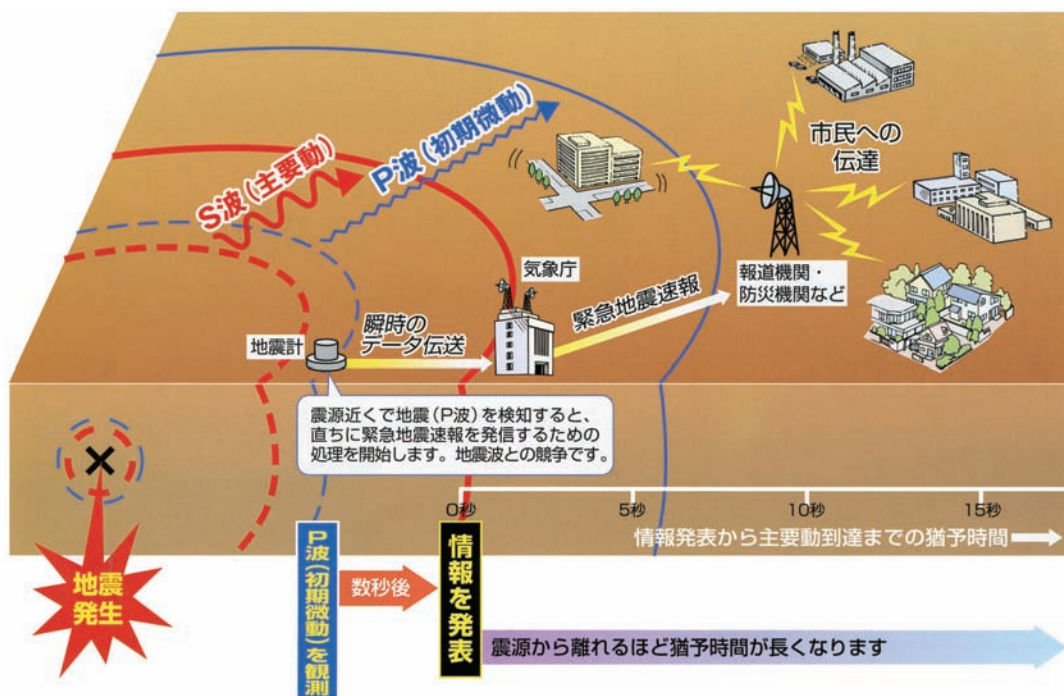
例えば、数秒から数十秒程度の短い時間であっても、地震による強い揺れが始まる前に、走行中の列車のスピードを少しでも落とすことができれば、脱線事故などの低減につながることを期待されます。また、エレベータを最寄りの階に停止させることにより、閉じ込め事故を防止したり、工場や工事現場など危険なところで働いている方が、安全なところへ避難したり、安全な体勢をとることも可能となります。家庭や学校、オフィスなどで倒れてきそうな家具や書棚などから離れたり、丈夫な机の下に避難することにより身を守ったりすることもできます。

緊急地震速報の概要

地震発生直後に震源に近い観測点でP波（初期微動）を捉え、それを直ちに解析することによって、震源や地震の規模（マグニチュード）、各地の主要動（強い揺れをもたらすS波）の到達時刻や震度を秒単位の短時間で推定することができます。これらの情報を強い揺れが到達するまでの短い時間に伝え、何らかの対策を講ずることができれば、地震被害の防止・軽減が可能となります。

しかし、緊急地震速報は、震源に近いところでは情報を発表してから主要動が到達するまでの時間が数秒から数十秒と極めて短く、情報が間に合わない場合があることや、震源、マグニチュード、震度等の推定の精度が十分でない場合があるなど、技術的な限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。

緊急地震速報の原理





緊急地震速報「利用の心得」の概要

地震で建物の倒壊が発生するような震源の近傍では、緊急地震速報の提供から主要動が到達するまでの猶予時間は、あっても数秒以下であるため、緊急地震速報を利用して建物の外へ脱出することは極めて困難です。従って、緊急地震速報を受信した際の最善の行動は、「**あわてずに、まず身の安全を確保する**」ことです。

また、様々な場面における具体的な対応行動の指針は次のとおりですが、緊急地震速報を有効に活用するためには、この指針を参考にして、速報を受けたときにどのように行動すればよいかを日ごろから考えておくことが重要です。

<様々な場面における具体的な対応行動の指針の例>

【家庭では】

- 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れてください。
- あわてて外へ飛び出さないでください。



(気象庁資料より)

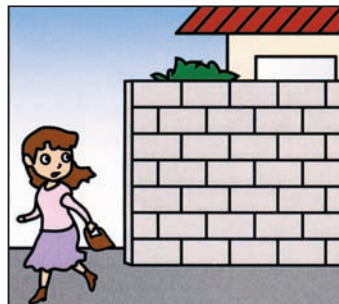
【人がおおぜいいる施設では】

- 施設の係員の指示に従ってください。
- 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。



【屋外(街)では】

- ブロック塀の倒壊等に注意してください。
- 看板や割れたガラスの落下に注意し、ビルのそばから離れてください。



【山やがけ付近では】

- 落石やがけ崩れに注意してください。

【自動車運転中は】

- あわててブレーキをかけないでください。
- ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止してください。



【鉄道・バスに乗車中は】

- つり革、手すりにしっかりつかまってください。



【エレベータでは】

- 最寄りの階で停止させ、すぐにエレベータから降りてください。





カラオケボックスの防火対策に関する調査結果及び違反是正の徹底について

予防課

経緯

消防庁では、平成19年1月20日に発生した兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災を受け、類似火災の発生を防止するために、カラオケボックスにおける防火対策の状況について再点検を行い、消防法令違反による防火安全上の不備事項の是正を図っているところです。今般、「カラオケボックスの防火対策に関する調査結果及び違反是正の徹底について」（平成19年3月6日付け消防予第83号）により実施された違反是正状況に関するフォローアップ調査の結果を取りまとめましたので、公表します。

消防庁では、引き続きカラオケボックスにおける防火安全対策の徹底のため、「カラオケボックスの防火対策に関するフォローアップ調査結果及び違反是正の徹底について」（平成19年5月31日付け消防予第206号）を发出し、各違反事項に対して即時の是正を求めるとともに、それができない場合には適切に期間が設定された改修計画等を提出させ、早期の是正を図ることとしています。また、改修計画等が提出されない場合、又は提出されても是正が行われない場合は、時機を失することなく、違反処理基準に基づき適切に履行期限を設定した警告、措置命令を発する等の必要な措置をとり、違反是正の徹底を図ることとしています。

カラオケボックスの防火対策に関するフォローアップ調査結果（ポイント）

フォローアップ調査の結果は、別表のとおりですが、これによると、6,578施設（平成19年2月9日報告時6,758施設）のうち何らかの消防法令違反のある施設は、2,927施設（同4,751施設）、全体の44.5%（同70.3%）となっています。また、各調査項目における違反件数及び違反率は、ともに減少しています。

前回、多くの違反がみられた防火管理面の違反は大幅に減少となりましたが、防火管理者の選任に関する違反率が21.0%と依然として高くなっています。

調査結果を踏まえた対応について

今回のフォローアップ調査の結果では、火災発生から約2か月間という短期間における指導により、一定の成果を上げているところですが、依然として消防法令違反の施設が多数存在しています。

カラオケボックスの防火対策に関するフォローアップ調査結果

（平成19年2月9日報告分）⇒（平成19年4月19日報告分）

○施設数						
		6,758 ⇒ 6,578	施設			
			-180			
○使用状況						
		施設数	割合			
建物全てをカラオケボックスとして使用		2,524 ⇒ 2,459	37.3% ⇒ 37.4%			
		-65				
建物の一部をカラオケボックスとして使用		4,234 ⇒ 4,119	62.7% ⇒ 62.6%			
		-115				
○消防法令違反の状況						
		違反件数	違反率			
(1) 何らかの消防法令違反があるもの		4,751 ⇒ 2,927	70.3% ⇒ 44.5%			
		-1,824				
※施設によっては複数の違反があるため、違反件数は、以下の(2)～(5)の合計にならない。						
		義務あり	違反件数	違反率	内、未設置による違反件数	内、未設置による違反率
(2) 消防用設備等	消火器具	6,554 ⇒ 6,385	1,049 ⇒ 642	16.0% ⇒ 10.1%	167 ⇒ 120	2.5% ⇒ 1.9%
		-169	-407		-47	
	屋内消火栓設備	1,325 ⇒ 1,336	286 ⇒ 215	21.6% ⇒ 16.1%	159 ⇒ 118	12.0% ⇒ 8.8%
		+11	-71		-41	
	スプリンクラー設備	600 ⇒ 586	65 ⇒ 38	10.8% ⇒ 6.5%	12 ⇒ 8	2.0% ⇒ 1.4%
		-14	-27		-4	
	自動火災報知設備	5,407 ⇒ 5,241	1,251 ⇒ 847	23.1% ⇒ 16.2%	260 ⇒ 208	4.8% ⇒ 4.0%
		-166	-404		-52	
	消防機関へ通報する火災報知設備	1,407 ⇒ 1,338	1 ⇒ 1	0.1% ⇒ 0.1%	1 ⇒ 0	0.1% ⇒ 0.0%
	-69	0		-1		
非常警報設備（器具）	3,698 ⇒ 3,589	430 ⇒ 320	11.6% ⇒ 8.9%	214 ⇒ 176	5.8% ⇒ 4.9%	
	-109	-110		-38		
避難器具	3,048 ⇒ 2,919	752 ⇒ 482	24.7% ⇒ 16.5%	232 ⇒ 179	7.6% ⇒ 6.1%	
	-129	-270		-53		
誘導灯	6,049 ⇒ 5,887	1,373 ⇒ 860	22.7% ⇒ 14.6%	202 ⇒ 139	3.3% ⇒ 2.4%	
	-162	-513		-63		
その他の消防用設備等	954 ⇒ 826	59 ⇒ 35	6.2% ⇒ 4.2%	11 ⇒ 8	1.2% ⇒ 1.0%	
	-128	-24		-3		
(3) 防火管理等	防火管理者選任	6,297 ⇒ 6,185	2,228 ⇒ 1,297	35.4% ⇒ 21.0%	—	—
		-112	-931			
	防炎規制	6,714 ⇒ 6,556	2,605 ⇒ 907	38.8% ⇒ 13.8%	—	—
		-158	-1,698			
(4) 使用開始届		6,758 ⇒ 6,578	1,205 ⇒ 894	17.8% ⇒ 13.6%	—	—
		-180	-311			
(5) その他の消防法令違反		6,758 ⇒ 6,578	2,599 ⇒ 1,563	38.5% ⇒ 23.8%	—	—
		-180	-1,036			

カラオケボックスフォローアップ調査 ～主な消防法令違反の状況

カラオケボックス施設数

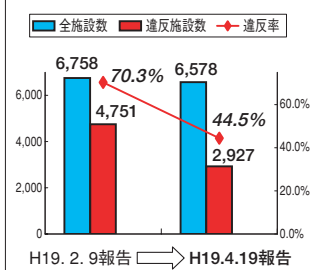
6,758 施設
(H19. 2. 9報告)



6,578 施設 (-180施設)
(H19. 4.19報告)

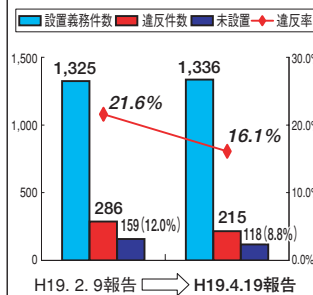
消防法令違反の状況

何らかの消防法令違反

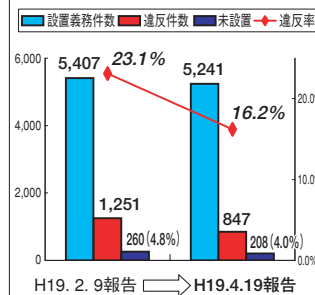


消防用設備等の状況

屋内消火栓設備に関する違反

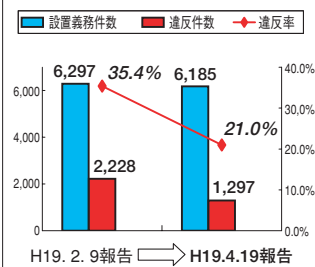


自動火災報知設備に関する違反

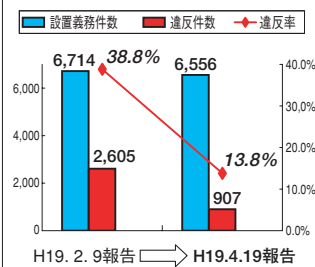


防火管理等の状況

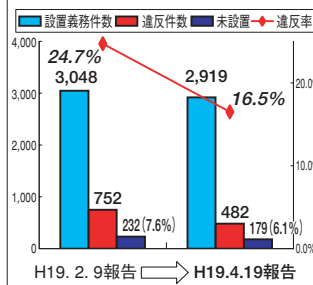
防火管理者選任に関する違反



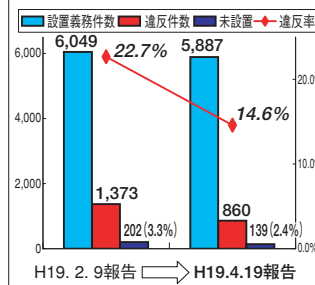
防災規制に関する違反



避難器具に関する違反



誘導灯に関する違反



カラオケボックスにおける消防法令違反の都道府県別集計表 (参考)

都道府県	合 計									都道府県	合 計								
	施設数			何らかの消防法令違反があつた施設数			違反率				施設数			何らかの消防法令違反があつた施設数			違反率		
	H19.2.9報告分	増減	H19.4.19報告分	H19.2.9報告分	増減	H19.4.19報告分	H19.2.9報告分	⇒	H19.4.19報告分		H19.2.9報告分	増減	H19.4.19報告分	H19.2.9報告分	増減	H19.4.19報告分	H19.2.9報告分	⇒	H19.4.19報告分
北海道	420	-8	412	220	-81	139	52.4%	⇒	33.7%	滋賀	69	-1	68	55	-9	46	79.7%	⇒	67.6%
青森県	77	-2	75	64	-16	48	83.1%	⇒	64.0%	京都	107	-1	106	55	-29	26	51.4%	⇒	24.5%
岩手	93	-2	91	58	-26	32	62.4%	⇒	35.2%	大阪	453	-63	390	292	-149	143	64.5%	⇒	36.7%
宮城	116	-3	113	72	-50	22	62.1%	⇒	19.5%	兵庫	221	-1	220	181	-105	76	81.9%	⇒	34.5%
秋田	79	-2	77	56	-18	38	70.9%	⇒	49.4%	奈良	50	-1	49	46	-20	26	92.0%	⇒	53.1%
山形	63	0	63	49	-22	27	77.8%	⇒	42.9%	和歌山	62	-1	61	46	-6	40	74.2%	⇒	65.6%
福島	123	-1	122	63	-15	48	51.2%	⇒	39.3%	鳥取	26	0	26	24	-16	8	92.3%	⇒	30.8%
茨城	165	-1	164	134	-45	89	81.2%	⇒	54.3%	島根	44	-3	41	39	-20	19	88.6%	⇒	46.3%
栃木	83	0	83	71	-14	57	85.5%	⇒	68.7%	岡山	97	-6	91	72	-20	52	74.2%	⇒	57.1%
群馬	91	-1	90	77	-27	50	84.6%	⇒	55.6%	広島	107	-2	105	87	-38	49	81.3%	⇒	46.7%
埼玉	261	-6	255	222	-72	150	85.1%	⇒	58.8%	山口	62	0	62	20	-12	8	32.3%	⇒	12.9%
千葉	249	-3	246	193	-69	124	77.5%	⇒	50.4%	徳島	46	-8	38	31	-3	28	67.4%	⇒	73.7%
東京	800	0	800	438	-353	85	54.8%	⇒	10.6%	香川	39	-1	38	25	-11	14	64.1%	⇒	36.8%
神奈川	398	-7	391	248	-72	176	62.3%	⇒	45.0%	愛媛	79	-5	74	66	-19	47	83.5%	⇒	63.5%
新潟	115	-2	113	66	-39	27	57.4%	⇒	23.9%	高知	47	0	47	41	-7	34	87.2%	⇒	72.3%
富山	41	0	41	20	-12	8	48.8%	⇒	19.5%	福岡	244	-13	231	216	-71	145	88.5%	⇒	62.8%
石川	62	0	62	28	-7	21	45.2%	⇒	33.9%	佐賀	65	-1	64	55	-24	31	84.6%	⇒	48.4%
福井	43	-2	41	30	-25	5	69.8%	⇒	12.2%	長崎	108	-4	104	68	-25	43	63.0%	⇒	41.3%
山梨	47	-3	44	36	-12	24	76.6%	⇒	54.5%	熊本	170	-3	167	139	-24	115	81.8%	⇒	68.9%
長野	125	-5	120	110	-48	62	88.0%	⇒	51.7%	大分	71	-2	69	57	-13	44	80.3%	⇒	63.8%
岐阜	148	0	148	116	-36	80	78.4%	⇒	54.1%	宮崎	73	-1	72	53	-9	44	72.6%	⇒	61.1%
静岡	214	-1	213	178	-39	139	83.2%	⇒	65.3%	鹿児島	168	-1	167	125	-25	100	74.4%	⇒	59.9%
愛知	286	-6	280	223	-54	169	78.0%	⇒	60.4%	沖縄	164	-6	158	117	1	118	71.3%	⇒	74.7%
三重	87	-1	86	69	-18	51	79.3%	⇒	59.3%	合 計	6,758	-180	6,578	4,751	-1,824	2,927	70.3%	⇒	44.5%



「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力・連携の促進に向けて」事例集の公表

防災課

1 背景と目的

災害時における地域の対応力を一層強化するためには、消防団や自主防災組織だけでなく、地域に所在する事業所の防災協力活動が不可欠となります。

また、近年、民間企業の社会的責任（CSR）活動が重視される中、事業所の防災面における地域貢献への意識の高まりと、地域住民の事業所による災害対応への期待から、防災協力活動に取り組む事業所が増えてきています。

このような背景を受けて、消防庁は平成17年度に「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会」を設置し、災害発生直後の初動対応において事業所の防災協力が実施されるために必要な体制及びそれを構築するための方策などの検討を行いました。

本書は、その検討会で提言された「事業所の防災協力等を促進するための環境整備」の7つのポイントを踏まえ、公募により選定した10箇所の優良・先進的な取組を事例集としてまとめたものです。本書を地方公共団体等へ提供することで地方公共団体と事業所間の防災協力体制の促進に資することを目的としています。

2 取組団体及び事例名称

- (1) 北海道稚内市：「株式会社エフエムわかかないとの防災協力の取組」～コミュニティFMと稚内市（稚内消防署）による24時間体制での非常放送及び緊急放送の実施
- (2) 宮城県：「災害時における民間事業者の防災協力」～拘束力を持つ協定に拠らず、企業が提供可能な物資や人材を事前登録する「災害支援目録」を活用した支援体制構築
- (3) 埼玉県鳩山町：「学校法人東京電機大学との防災協力の取組」～同大学の鳩山キャンパスを避難所に、東京神田にある神田キャンパスを帰宅困難者支援の場として活用する等、地域特性を活かした包括的な連携
- (4) 東京都多摩市：「京王自動車株式会社との防災協力の取組」～貸切バスや特定バス^{※1}を活用した災害時要援護者の輸送
- (5) 神奈川県横浜市：「震災時 産業ワンストップセンターの開設」～被災した中小企業の経済的被害軽減及び事

業継続に必要な金融、労務、経営、法律、税務、再建支援等について横浜市の関係6団体が緊急相談窓口を開設

- (6) 神奈川県大和市（大和市消防本部）：「社会福祉施設との防災協力の取組」他～福祉施設と地域の自主防災組織の協力体制確立、自衛消防隊との協定による消防活動の連携
- (7) 静岡県袋井市：「イオン株式会社との防災協力の取組」～特定の店舗ではなく災害時の体制がシステム化された企業全体と物資や避難場所提供に係る協定の締結
- (8) 岐阜県：「社団法人岐阜県建設業協会との防災協力の取組」～被災者救助を含む災害時の応援協力に関する協定の締結、協定締結団体の連携を強化する協議会の開催
- (9) 和歌山県：「株式会社オークワとの防災協力の取組」他～広域的災害で複数の自治体からの同時要請による混乱を避けるため、県と食料品や物資の支援に係る協定を締結
- (10) 福岡県大牟田市：「コカ・コーラウエストジャパン株式会社との防災協力の取組」～メッセージボード付災害対応型自動販売機による情報伝達、飲料水の提供及び同自動販売機設置の地域防災計画への位置付け
- (11) 安田倉庫株式会社の防災への取組（参考）～日本政策投資銀行の「防災対応促進事業」（防災格付）融資制度が全国で初めて適用された、会社を挙げての防災対策及び事業継続体制の実施

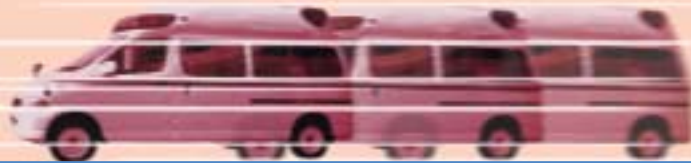
※1：企業や学校の送迎、事業所間の連絡用バス

3 取組事例とポイント

本事例集では、先述した「事業所の防災協力等を促進するための環境整備」の7つのポイント別に事例を分類し、枠内の留意事項と共に掲載しました。

① 防災協力メニューの明確化

地方公共団体が、地域特性や想定される災害の規模・被害を考慮した「防災協力」の具体的なメニューを提示することにより、事業所の防災活動への参加を推進



- 地域特性、想定される災害、被害状況の考慮
- 発災直後と復旧・復興時に必要なメニューの整理、時と共に変化する被災者ニーズへの対応
- 消防・警察等の関係機関が保有する資機材を考慮した上での、防災協力メニューの設定

事例【鳩山町一東京電機大学】、【大牟田市一コカ・コーラウエストジャパン株式会社】、【横浜市一横浜市内6団体】、【和歌山県一株式会社オークワ】など

② 防災協力事業所登録制度導入の推進

登録制度の導入の推進及び事業所と地域住民に対する制度の周知

- 複数の市町村間での運用の検討
- 登録フォームの統一、データの適正な管理・更新
- 役割分担、体制を定めた計画、指針及びマニュアルの整備
- 関係機関との定期的な合同訓練、研修の実施

事例【宮城県一52団体】

③ 防災協力協定締結の促進

広範な業種の事業所と協定を締結することにより多様な応急対応が可能になるため、協定締結を促進し、地域の防災に関する問題意識を共有する関係を構築

- 夜間や休日等、業務時間外における体制の構築
- 事業所自体が被災した場合の対応策の取り決め

事例【岐阜県一岐阜県建設業協会】、【多摩市一京王自動車株式会社】など

④ 事業所と地方公共団体等との連携強化

事業所の防災協力等を促進するために、地方公共団体は以下に示すような事項を推進

- 情報共有のための連絡会の設置及び人的交流の促進
- 災害時の情報共有システムの整備
- 地域防災計画への記載等による地方公共団体内における制度の周知
- ボランティア、自主防災組織、NPO等との連携のためのコーディネーターの育成推進
- 防災協力活動中の事故、営業上の損失に対する災害補償に関する考え方の明確化

事例【岐阜県一岐阜県建設業協会】、【稚内市一株式会社FMわっかない】、【多摩市一京王自動車株式会社】、【大和市消防本部一社会福祉法人「プレマ会みなみ風」、上草柳西自主防災会】など

⑤ 効率・効果的な防災協力のための準備

事業所の防災協力が有効に機能するにはその組織力を活かすことが重要であるため、平時からできる取組を実施

- 防災協力のためのグループの編成
- 地域の防災訓練等への参加

事例【和歌山県一オークワ株式会社】、【鳩山町一東京電機大学】など

⑥ 事業所自らの防災力の向上

災害発生時に事業所が迅速に防災協力を行うには、従業員や事業所の施設の被害を最小限にとどめることが必要であるため、事業所自らが防災力を向上

- 建物の耐震化等による施設の防災力の向上
- 防災教育、訓練等による従業員の防災力の向上

事例【稚内市一株式会社FMわっかない】、【安田倉庫株式会社】、【袋井市一イオン株式会社】など

⑦ 防災協力活動に対するインセンティブの付与

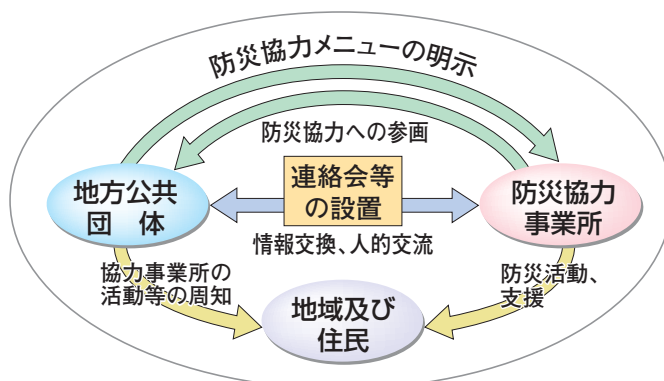
事業所の防災協力への参画は、社会的責任を果たすことにもつながり、事業所の社会的評価を高め、企業価値の向上に大きく寄与

- 防災協力に対する企業の社会的な責任意識の向上
- 官民一体となったインセンティブの付与

4 災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力に向けて

全国には数多くの取組が存在しますが、本事例集の取組が、新たな防災協力の取組へのきっかけ又は参考になることを期待します。

防災協力のイメージ図



平成19年(1月～3月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は1万6,725件、前年同期比113件の増加

平成19年(1月～3月)における総出火件数は1万6,725件であり、前年同期と比べると、113件の増加(+0.7%)となっており、おおよそ1日あたり186件、8分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみると次表のとおりです。

種別	件数	構成比	前年同期比	増減率
建物火災	9,135	54.6%	-304	-3.2%
車両火災	1,470	8.8%	-75	-4.9%
林野火災	891	5.3%	+194	+27.8%
船舶火災	25	0.1%	+4	+19.0%
航空機火災	3	0.0%	+3	+100.0%
その他火災	5,201	31.1%	+291	+5.9%
総出火件数	16,725	100.0%	+113	+0.7%

2 火災による死者は92人の減少、負傷者は62人の減少

火災による死者は731人で、前年同期と比べると92人の減少(-11.2%)となっています。

火災による負傷者は2,728人であり、前年同期と比べると62人の減少(-2.2%)となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は447人で69人の減少

建物火災における死者は569人となり、放火自殺者等を除くと488人となります。また、住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は516人であり、放火自殺者等を除くと447人となっています。これを前年同期と比べると69人の減少(-13.4%)となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は90.7%で、出火件数(住宅火災5,396件)の割合59.1%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)447人のうち、291人(65.1%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年比較は、逃げ遅れ251人(77人の減・-23.5%)、着衣着火28人(1人の減・-3.4%)、出火後再進入8人(3人の減・-27.3%)、その他160人(12人の増・+8.1%)となっています。

5 出火原因の第1位は「たばこ」、続いて「放火」

全火災1万6,725件を出火原因別にみると、「たばこ」1,916件(11.5%)、「放火」1,856件(11.1%)、「こんろ」1,497件(9.0%)、「放火の疑い」1,419件(8.5%)、「たき火」1,188件(7.1%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、3,275件(19.6%)となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成18年6月1日、新築住宅に住宅用防災機器の設置・維持を義務付けた改正消防法が施行されました。既存住宅については、市町村条例で定める日(平成19年～平成23年)から設置が義務付けられますが、できるだけ早い時期に設置する必要があります。消防庁では報道機関等と連携した広報を行うとともに、消防団・婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した普及啓発活動を推進することにより、住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところです。住宅火災による死者を一人でも減らすため、更なる住宅防火対策の徹底をお願いします。

7 林野火災への取組

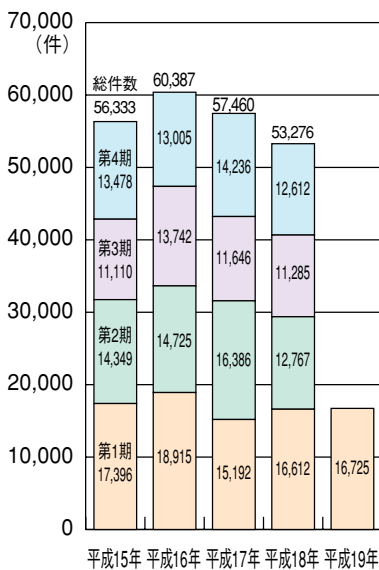
林野火災の件数は891件で、前年同期と比較すると194件の増加(+27.8%)となっています。また、延べ焼損面積は約433haで、前年同期と比較すると12haの減少(-2.8%)となっています。

消防庁では毎年、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、平成19年は、「伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

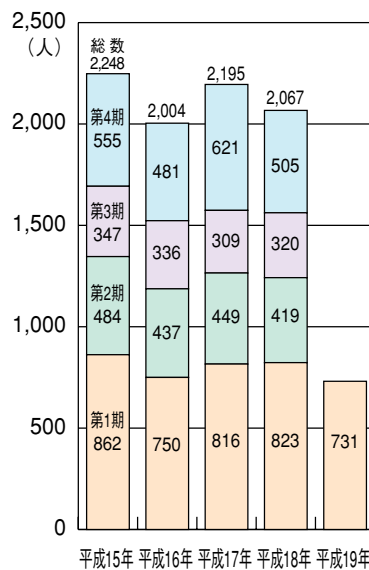
また、平成18年10月、林野庁と共同して「広域的な林野火災発生時における消防活動体制のあり方検

討会」を設置し、無人航空機(UAV)を使用した実証実験を実施し、情報収集・偵察用としてのUAVの利用可能性や消防活動を行う関係機関の情報共有・伝達のあり方等の検討を行い、報告書を取りまとめ公表したところです。また、今後は、放火による林野火災の低減を図るため、地域密着型の組織が主体となった予防体制の整備(林野火災リスクマネジメント)について検討を行う予定です。

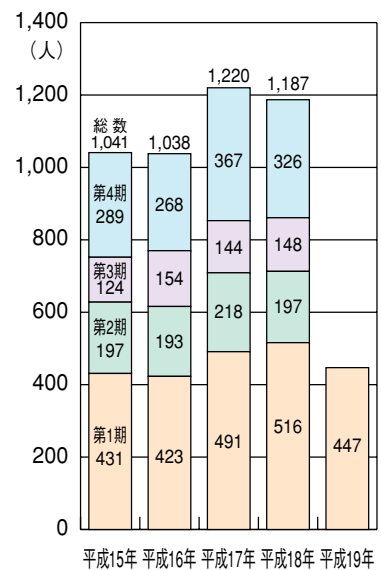
過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



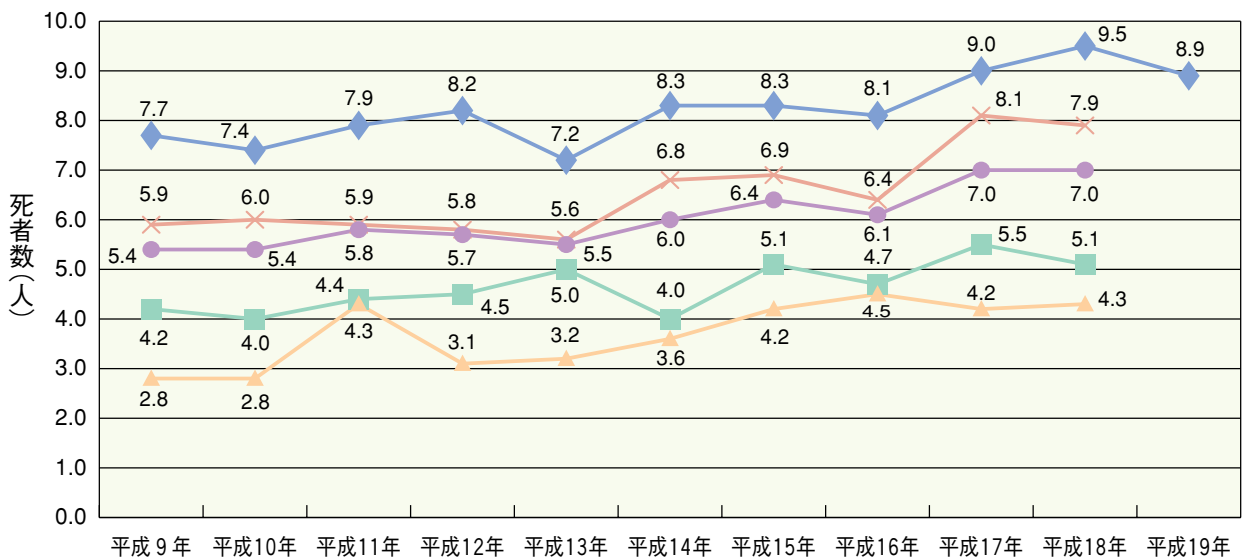
過去5年間の住宅火災における死者の推移
(放火自殺等を除く)



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

住宅火災における死者の発生率

※住宅火災(放火を除く)100件あたりの死者数



◆ 1月～3月 ■ 4月～6月 ▲ 7月～9月 × 10月～12月 ● 1月～12月累計

平成19年度消防防災科学技術研究推進制度 採択課題の公表

消防技術政策室

消防防災科学技術研究推進制度について

平成15年度に創設された「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防防災科学技術の振興を図り、安心・安全に暮らせる社会の実現に資する研究を、提案公募の形式により、産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募り、優秀な提案に対して研究費を助成することにより、産学官の連携を推進し、革新的かつ実用的な技術を育成するための競争的研究資金制度です。平成19年度予算においては3億1千万円を計上し、制度の充実を図っています。

平成15年度から平成18年度までに終了した研究開発課題は31件あります。このうち、商品化又は実用化されている研究成果は7件あり、着実に成果を上げています。今年6月には、平成15年度に採択された「環境に配慮した一般火災用消火剤の開発」をもとに継続して研究された「少量型消火剤の開発と新たな消火戦術の構築」が、産学官連携功労者表彰（総務大臣賞）を受賞しています。

平成19年度の公募状況及び採択結果について

平成19年度の新規公募課題は、①火災等の災害に対する消防防災活動や予防業務等における消防機関等のニーズを反映したもの（現場ニーズ対応型）、②資機材等の開発や手法（システム、機材）の開発に関し、あらかじめ設定した課題を対象としたもの（テーマ設定型）、③消防防災全般を対象としたもの、です。これらの課題について、平成18年12月から平成19年1月まで募集を行ったところ、大学、民間企業等に所属する研究者等から、合計38課題の応募があり、「消防防災科学技術研究推進評価会」における審査の結果、9件の研究課題を採択しました。（採択課題は次ページ一覧表のとおり）

また、平成17年度及び平成18年度からの継続課題については、18件中17件の研究課題の継続が承認されました。

	採択件数 / 応募件数	競争率	代表研究機関の属性
19年度	9件 / 38件 (①8 ②0 ③1) (①17 ②5 ③16)	4.2倍	大学3件、財団法人1件、民間機関4件、消防機関1件
18年度	9件 / 47件 (②3 ③6) (②7 ③40)	5.2倍	大学4件、特定非営利活動法人2件、都道府県1件、工業高等専門学校1件、民間機関1件
17年度	11件 / 75件 (すべて③に該当)	6.8倍	大学8件、財団法人2件、民間機関1件

※①については平成19年度に、②については平成18年度にそれぞれ新設されたもの。

平成19年度消防防災科学技術研究推進制度 新規採択課題一覧表

研究課題名	代表者所属機関名	代表者氏名	研究内容
◎複数医療機関による病院救急車の共同利用に関する研究	医療法人社団誠和会 白鬚橋病院 (東京消防庁)	石原 哲	救急告示医療機関と消防機関が連携し、病院救急車の共同利用に関する地域限定のモデル運用を実施し、病院救急車の共同利用に関する具体的な運用要領を確立する。
◎視覚障害者のための災害用力感覚コンパス	京都市消防局消防学校	榎田 貞美	視覚障害者が携帯できるサイズの端末で、災害時に避難方向(視覚障害者に北方向を認識させる)を「手を引いて」教えてくれるコンパスを開発する。
◎自走式腐食減肉診断装置の開発	J F E メカニカル株式会社メンテナンス事業本部設備診断技術部 (川崎市消防局)	久保山 清	稼働中の屋外タンクの側板の腐食減肉による劣化状況を、簡易、高速に外面から「面」で把握、診断する装置を開発する。
◎消防緊急援助隊用電気温水装置の開発	株式会社エマックス東京 (日光市消防本部)	仲田 要一	消防機関の保有する水(タンク車、化学車、水槽車等)、電源(救助工作車、電源車、発電機)、NBC災害用洗浄シャワーテントを利用して、電気瞬間湯沸器と組み合わせた簡易温水提供装置を開発する。
◎消防用多機能型ノズルの開発	株式会社岩崎製作所 (川越地区消防局)	岩崎 博己	一つのノズルで「ストレート注水」、「噴霧注水」に加え、容易な操作で「平面注水」が可能な消防用多機能型ノズルを開発する。
◎高圧水駆動カッターの研究開発	櫻護謨株式会社 (東京消防庁)	中村 浩士	可燃性蒸気が存在する雰囲気下や酸欠によるエンジン停止危険のある火災室内で使用でき、かつ、要救助者等に損傷を与える可能性の少ない、高速切断器具を目指して、高圧水流で駆動するディスクカッターを開発する。
◎効率的な消防戦術の開発	北九州市立大学国際環境工学部 (北九州市消防局)	佐々木卓実	C A F S 消火システムに適したホース及びノズルの改良・開発を行い、全ての建物火災に対応でき、かつ隊員の負担軽減も可能となる消防戦術を確立する。
自律分散協調型避難誘導システムの開発	山口大学工学部 (山口市消防本部・宇部市消防本部・防府市消防本部)	三浦 房紀	地下街などの複雑な閉空間内での事故や火災発生時に、状況に応じた安全な避難経路を決定し、最短の出口までの経路と距離の情報を避難者に伝達する誘導システムを開発する。
◎機動的・効率的な消防団活動に資する災害エスノグラフィーの構築と活用手法の研究	富士常葉大学大学院環境防災研究科	重川希志依	全国の消防団が有する災害時の消防活動上の教訓、消防活動等の訓練の状況、地域コミュニティとの連携など、災害時における消防団の機動的・効率的な消防活動等に資する有益な情報を効率的に抽出する災害エスノグラフィーを構築するとともに、その効果的な活用手法を確立する。

※◎は、現場ニーズ対応型

※()内の消防機関は共同研究機関として参加しているもの

災害伝承情報データベースの運用開始

防災課

災害伝承情報データベースの概要

有史以来、全国で発生した災害は各地に多大な被害をもたらし、それらの災害の教訓は各地域において文書としてあるもの、図画として残されているもの、あるいは物語、ことわざとして伝承されているものなどがあります。

「災害伝承情報データベース」は、そうした各地域に残る災害にまつわる貴重な資料を、都道府県や市町村などを通じて収集し、データベース化したものです。

身近に残されている災害に対する教訓を知り、防災意識を高めていただくとともに、自治体・学校等において防災教育用の教材として活用していただくことを狙いとしています。

消防庁ホームページ・災害伝承情報データベース <http://www.saigaidensho.soumu.go.jp>

災害伝承情報データベースの特徴

① 全国から収集した伝承情報等を掲載

掲 載 種 別	当初掲載事例数
現在まで語り継がれている「災害」	899
防災に関する「言い伝え」	797
個人による防災に係る取組	63
組織による防災に係る取組	86
防災に関する展示施設や体験施設	103
合 計	1,948

② 見たい情報が検索できる

- ・「簡易検索」機能により、簡単な操作で希望する条件に合った情報を探すことができます。
- ・「詳細検索」機能により、複数の条件を指定して検索することで、情報を限定して探すことができます。

③ 写真や文献資料も掲載（一部）

- ・提供された写真や文献に関する資料も添付ファイルとして掲載しており、より詳しく知ることができます。

災害伝承情報データベースの構成

◆トップページ(ホーム)画面



◆簡易検索画面

簡易検索画面では、1クリック（情報の種類を選んだ場合は、次画面で地域選択）で簡単に目的の情報を検索することが可能です。

◆詳細検索画面

詳細検索画面では、複数の条件を指定して検索することが可能です。

より複雑な検索により、目的の情報を絞り込むことができます。

◆検索結果一覧画面

条件に該当した情報が15件ごとに一覧表示されます。

◆詳細画面

一覧から目的の情報を選択すると、その情報の詳細画面が表示されます。

添付ファイルがある場合は画面下に、画像がある場合は画面右に、それぞれ表示されます。

文字で探す
文字列を入力してキーワード検索が行えます。

場所で探す
地域を選択して検索が行えます。
※ 1都道府県のみ指定で一覧へ

情報の種類で探す
情報の種類を選択して検索が行えます。
※ 1種類のみ指定ですが、次画面で地域を選択します。

災害の種類で探す
災害の種類を選択して検索が行えます。
※ 1種類のみ指定で一覧へ

検索テキスト
検索したいキーワードを複数入力して全文検索を行う。

タイトル
タイトル項目のみに対する文字列検索を行う。

事例番号
事例番号を完全一致検索する。

内容種別
登録されている内容種別を1つ若しくは複数選んで検索を行う。

災害種別
登録されている災害種別を1つ若しくは複数選んで検索を行う。

都道府県
都道府県を1つ若しくは複数選んで検索を行う。

事例の追加時期
都道府県を1つ若しくは複数選んで検索を行う。

各項目間はAND条件となります。

詳細画面に遷移

ここをクリックすると添付ファイルを見ることができます。

今後も都道府県・市町村を通じて更なる情報の収集に努め、データベースの充実を図ります。

「ヘリコプターによる被災地情報収集の在り方検討会」報告書の公表

防災情報室・応急対策室

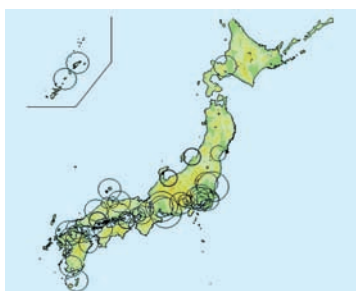
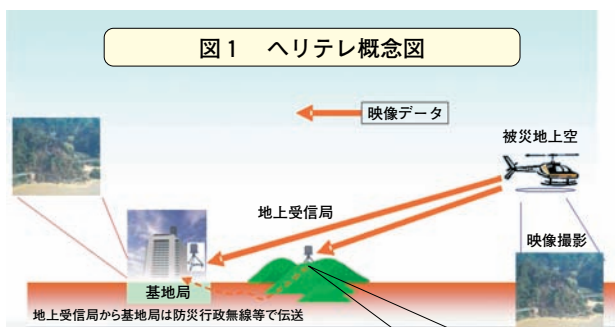
平成16年に発生した新潟県中越地震では、通信が途絶し、被害状況の把握に時間を要しました。また、ヘリコプターによる情報収集については、①山間部の夜間飛行ができなかった、②平野部の夜間における明瞭な映像が得られなかった、③映像を送受信する地上設備が未整備であり、リアルタイムな映像情報を活用できなかった、などの問題が指摘されました。このため、「ヘリコプターからの被災地情報収集に関する在り方検討会」を設置し、初動期におけるヘリコプターでの情報収集の在り方について検討が行われました。

このたび、報告書を公表しましたので、その内容を紹介します。

1. ヘリコプター衛星通信システムの活用のための方策

従来の「ヘリコプター画像伝送システム」(ヘリテレ)は、災害情報の収集に大きな威力を発揮しますが、映像をリアルタイムで送信するには地上の受信装置が必要であり(図1)、設備費用が大きいこと等から未整備地域が多いのが現状です(図2)。

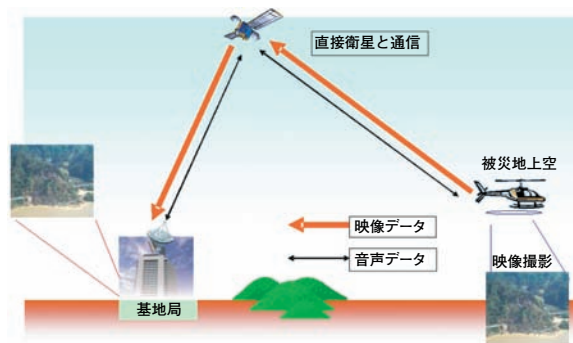
ヘリコプターから直接静止衛星経由で映像を送る技術(ヘリサット)(図3)は、従来のヘリテレに比べ、①地上受信局の有無に関わらず映像を送信できる、②地上からヘリコプターへ撮影箇所の指示等ができる、③管轄区域が広域であればさらにコストパフォーマンスに優れている、のが特徴です。



- ・地上局が必要
- ・管内全域の地上局の整備に多額の費用がかかる

図2
ヘリテレ受信装置
エリアカバー図
(平成18年7月現在)

図3 ヘリサット概念図



2. 夜間等の悪条件下での撮影能力向上のための方策

夜間でも迅速かつ的確な情報収集を可能にするため、最新のテレビカメラを使い、夜間のヘリコプターからの撮影の実現に係る調査検討を行いました。

高感度カメラは、消防防災用に映像を利用する際には、地上分解能(地上の物体を識別できる能力)を高める必要があるため、今後の発展が期待されます。

また、赤外線カメラは、白黒画像のためカラー画像も取得可能な高感度カメラの長所と組み合わせれば被災地映像を効果的に把握できると期待されます。

3. 夜間等の悪条件下での運航・離着陸能力向上のための方策

消防防災ヘリコプターが夜間等の悪条件下の被災地上空を、どのような方法で安全かつ効果的に飛行するか、また、被災地外を基地とする消防防災ヘリコプターが情報収集のために被災地に向かう場合に、どのようにして離陸し、安全かつ迅速に被災地上空まで飛行し、帰着・着陸するかを検討しました。

夜間飛行の場合、気象条件に加えて山岳、高压電線など飛行障害物の存在の把握が課題となるため、暗視ゴーグル等を活用するとともに、十分な夜間飛行訓練の実施が求められます。

【今後の課題】

迅速な情報収集のためには、ヘリサットの運用を見据えたより詳細な検討を進めるとともに、全国どこで発災しても、ヘリコプターの迅速な出動を確保できる体制であることが必要です。また、24時間体制の航空消防隊は全体の約20%で、かつ関東周辺に集中しているのが現状であり、全国的な整備が必要です。

東南海・南海地震における緊急消防援助隊の運用方針の策定並びに 東海地震及び首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針の 改訂について

応急対策室

1. 策定等の根拠

緊急消防援助隊として必要な部隊や装備については、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、部隊の編成と装備の基準及び基本的な出動計画等を規定しています。

基本計画において、特にその発生が危惧される東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模地震災害について、2以上の都道府県に及ぶ著しい被害が想定され、消防力が不足すると考えられることから、各地域の被害想定等を踏まえた上で、消防庁長官は、全国規模で緊急消防援助隊が出動するための特別の出動計画を策定することとしています。

2. 今回の策定等の内容

本年3月に中央防災会議幹事会において、東南海・南

海地震の被害想定に基づく具体的な活動計画の申し合わせが行われたことを踏まえ、今般、消防庁では緊急消防援助隊の効果的かつ迅速な運用を図るため、東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針（当該地震災害における緊急消防援助隊の出動等に関する基本的な考え方）及び同アクションプラン（当該運用方針に基づく緊急消防援助隊の具体的な出動計画等）を新たに策定しました。

また、平成15年12月に策定した東海地震及び首都直下地震におけるそれぞれの緊急消防援助隊運用方針並びに同アクションプランについても、平成19年4月現在における緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえ、部隊数等について所要の改訂を行いました。なお、詳細につきましては、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）に掲載していますので、ご参照ください。

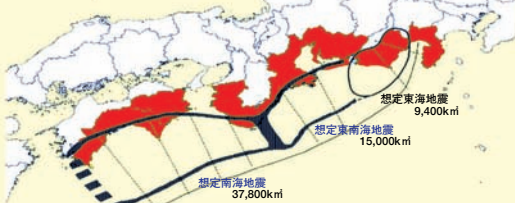
東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要について

〔想定する地震災害〕

- 想定ケース 東南海地震と南海地震の同時発生
※中央防災会議「東南海・南海地震に関する専門調査会」による想定震源域
- 地震の規模 マグニチュード 8.6
- 被災地域 21都府県
- 全壊棟数（最大ケース） 64万5,000棟
- 死者数（最大ケース） 2万1,000人
※中央防災会議「東南海・南海地震に関する専門調査会」資料による

〔適用基準〕

- 想定震源域内を震源とし、出動対象6県中2以上で震度6弱（特別区及び政令指定都市については震度5強）以上の地震が発生した場合



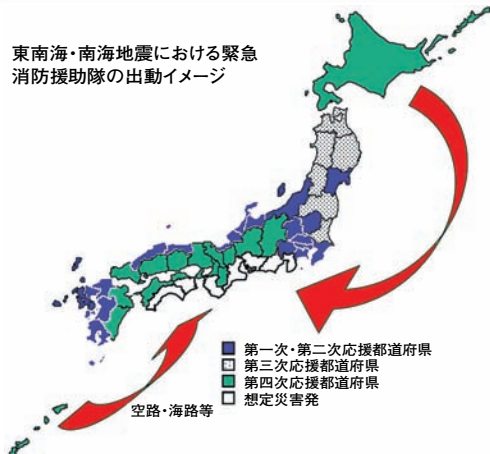
〔運用方針〕

- 指揮支援隊による先行調査
- 6県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県）を出動対象
- 陸路のほか、フェリー、自衛隊機等による出動も考慮
- 航空部隊は全部隊の全国的な運用

● 応援計画

受援県	静岡県	愛知県	三重県	和歌山県	徳島県	高知県
第一次応援 12都県	千葉県 山梨県	東京都 石川県	埼玉県 富山県	神奈川県 福井県	島根県 佐賀県	鳥取県 福岡県
第二次応援 7県	宮城県	群馬県 新潟県	栃木県		長崎県	熊本県 鹿児島県
第三次応援 6県	茨城県、岩手県、青森県、山形県、秋田県、福島県					
第四次応援 16府県	北海道、沖縄県 ※長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、大分県、宮崎県					

※ 推進地域を有する府県



国民保護普及啓発資料DVD 「国民保護のためのしくみと訓練」のHP掲載について

国民保護運用室

平成16年9月に国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行されました。

同法に基づき、平成17年度中に全都道府県の国民保護計画の策定が終了し、平成18年度中には市町村においてもおおむね計画の策定が終了するなど、着々と体制の整備が進んでいます。

今後、地方公共団体においては、国民保護訓練の実施や、職員や住民の皆様への普及・啓発、各種システムの整備など、国民保護計画の実効性を向上させるための施策に重点が置かれていくことになります。

しかしながら、住民の皆様はもちろん都道府県や市町村の職員にとっても、『国民保護』とはどんなもので、いったい何をすればよいのかイメージすることが難しい。」や、国民保護

担当職員からも「訓練をしたいがそのやり方がわからない。」という意見が多数あるのも事実です。

そこで、本DVDは、国民保護担当職員が「国民保護のしくみと訓練」について理解を深め、訓練推進の一助とするとともに、各種研修会等で活用することにより、住民の皆様はもちろん地方公共団体の職員にも「国民保護のしくみ」について広く普及・啓発が推進されることを目的に作成しました。

消防庁ホームページにDVDの映像を掲載しています。

住民の皆様「国民保護」についてのご理解の一助としていただきたいと考えておりますので、是非ご覧ください。

(消防庁ホームページ: <http://www.fdma.go.jp>)

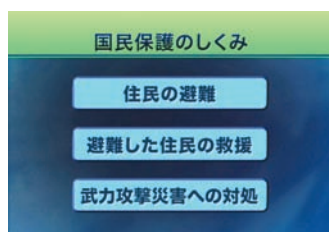
- 国民保護とは何か？
- 何が起きるのか(想定される事態)？
- 万が一の事態で何をすべきなのか？
- そして今、何をすべきか？

・・・皆さんご存知ですか？ DVDを是非ご覧になってください。



全体で約21分で、その内容は大きく4つのチャプターに分かれており、チャプターごとに再生が可能となっています。

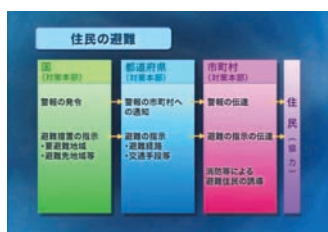
1. オープニング
2. 国民保護の概要と地方公共団体の役割
3. 国民保護訓練
4. エンディング



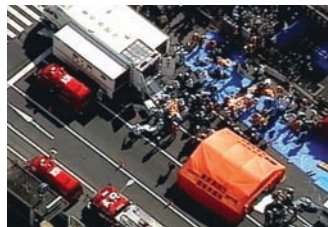
国民保護のしくみ



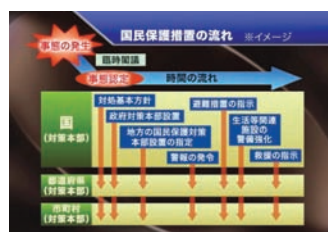
米国同時多発テロ事件 (2001年)



住民の避難



地下鉄サリン事件 (1995年)



国民保護措置の流れ



想定される事態 (弾道ミサイル発射等)



国民保護図上訓練 (地方公共団体対策本部)



国民保護実動訓練 (消防機関の活動)



国民保護実動訓練 (住民の避難)

平成19年度「危険物安全週間」推進行事 実施結果について

危険物保安室

消防庁では、事業所等における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成19年度は6月3日（日）から6月9日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」として、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進する様々な行事を開催しました。

6月4日に開催した「危険物安全大会」では、永年にわたり危険物関係事業所等において、危険物の安全管理の推進に努めてきた個人（18人）、団体（2団体）が「危険物保安功労者」として、また、危険物の保安に対する取組が特に優れている事業所（31事業所）が「優良危険物関係事業所」として、それぞれ消防庁長官から表彰されました。

あわせて、危険物安全週間推進標語「危険物目指せ無事故のMVP」で消防庁長官賞を受賞した松永智文氏、そして危険物事故防止対策論文募集で消防庁長官賞を受賞した早本一則氏、中坪 豊氏に賞状が贈られました。

表彰式後には、東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授の今村文彦氏から、「過去の津波災害の実態と新しい被害像～臨海地域での減災対策のために～」と題して記念講演が行われました。

また、6月5日（東京会場）及び7日（大阪会場）に、消防職員や危険物関係事業所の従業員を対象として開催した「危険物施設安全推進講演会」では、次のとおり基調講演及び事故事例発表が行われました。

このほか、各都道府県及び全国の消防本部においても表彰式、講演会・研修会、広報・啓発活動及び予防査察・消防訓練等の様々な行事が行われました。

基調講演

高木 伸夫 氏

（有限会社システム安全研究所 所長）

「化学産業における安全管理の現状とこれからの課題」

事故事例発表

田村 一彦 氏

（東京消防庁予防部危険物課課長補佐兼

貯蔵取扱規制係長）

「ハイテクローリーで誤って荷卸した事例」

越智 勝博 氏

（九州石油株式会社保安環境部保安環境グループ長）

「浮屋根式屋外貯蔵タンクの浮屋根上油漏洩事故、及び火災事故について」

森 新一 氏

（川崎市消防局予防部危険物課課長補佐・検査係長）

「減圧残渣油貯蔵タンク爆発火災事故概要」



危険物安全大会における高部正男前消防庁長官の式辞



今村文彦氏による記念講演

消防団員確保アドバイザーの派遣

防災課

消防庁では、消防団員の減少に歯止めを掛けるために、消防団員を確保する知識や経験を有する方を「消防団員確保アドバイザー」として消防庁長官が委嘱し、都道府県や市町村等へ派遣する「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を本年4月1日からスタートさせました。

この制度は、「消防団員確保アドバイザー」が派遣先に出向き、都道府県や市町村の消防団関係者及び消防団長等に、消防団員確保の具体的な助言、情報提供等の積極的な支援を行うものです。

そして今回、制度発足後初の消防団員確保アドバイザー派遣となりました。

派遣されたアドバイザーは、消防庁の「新時代に即した消防団のあり方に関する検討会」の委員を務め、長野県上田市消防団長及び長野県消防協会会長を歴任した五十嵐幸男氏（長野県消防協会参与）で、神奈川県県央都市消防団長会において、消防団の正副団長、各地区の事務局職員ら56人を対象に映像を駆使した分かりやすい講演を行い、参加者は熱心に聴講していました。



五十嵐幸男アドバイザー

1. 派遣日、派遣先等

派遣日：平成19年5月10日（木）

派遣先：神奈川県県央都市消防団長会
（事務局：伊勢原市消防本部）

会場：神奈川県足柄下郡箱根町
神奈川県消防団員保養所まとい荘

2. 講演内容

「活力ある消防団を目指して」

3. 講演要旨

消防団の運営については、消防団ごとに「特徴」を持ち、その「特徴」を育てるような意識が必要です。市民の防災意識の向上のため、率先して消防団が先頭に立つ

気構えが大切です。また、消防団活動の原点を見つめ直し、消防団員の士気を高める努力も必要だと思います。

かつて、私が上田市消防団長在職中は、上田市消防団の独自の特徴を育てようと様々な活動や組織運営に挑戦しました。その姿は、次世代の消防団幹部を育てることにもつながり、有益だったと信じています。



講演の様子

消防団員確保アドバイザーの派遣を受けてのコメント

「団員の確保に必要なことは、魅力ある団をつくることであり、団幹部自身が団を好きになること。そして、団員の士気を高めるためには、自分の団の特徴（一番）をつくること。それが大きな力になる。」との、五十嵐アドバイザーの話に感銘しました。この消防団員確保アドバイザー派遣は、我が県央都市消防団長会が全国初だと聞き、講師の「一番をつくる」という話と相まって、有意義なものとなりました。

神奈川県県央都市消防団長会
会長 鳥海謙一（伊勢原市消防団長）



五十嵐アドバイザー（左）と鳥海会長

消防団員確保アドバイザー派遣の実績

5月	神奈川県
6月	茨城県
7月	兵庫県、青森県、埼玉県

消防団員確保アドバイザー派遣の今後の予定（7月20日現在）

8月	佐賀県、岡山県、徳島県、熊本県、岩手県
----	---------------------

安全功労者表彰式の開催

総務課

安全功労者表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものです。

1. 平成19年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月2日(月)に、内閣総理大臣官邸において、安倍晋三内閣総理大臣、菅義偉総務大臣、高部正男前消防庁長官などご臨席の下、盛大に挙行されました。今回は消防関係として4個人と2団体が受賞し、内閣総理大臣から表彰状を授与され、最後に受賞者を代表し、吉岡伸子岡山県婦人防火クラブ連絡協議会会長が謝辞を述べ、終了しました。



安全功労者内閣総理大臣表彰式



安全功労者消防庁長官表彰式(個人)



安全功労者消防庁長官表彰式(団体)

2. 平成19年度安全功労者消防庁長官表彰式

去る7月6日(金)に、虎ノ門パストラルホテル新館4階プリムローズにおいて、土屋正忠総務大臣政務官、荒木慶司消防庁長官、秋本敏文財団法人日本防火協会理事長、朝日信夫財団法人日本消防設備安全センター理事長などご臨席の下、盛大に挙行されました。今回は、23個人と15団体が受賞し、消防庁長官から表彰状を授与され、最後に受賞者を代表し、齊藤芳夫結城市危険物安全協会会長が謝辞を述べ、終了しました。

内閣総理大臣表彰受賞者(個人の部)

橋本 貢一(東京都・西新井防火管理研究会 会長)
門田 勤(広島県・福山市芦品防火協会 会長)
毛利美恵子(日本防火協会・愛媛県婦人防火クラブ連絡協議会 会長)
吉岡 伸子(日本防火協会・岡山県婦人防火クラブ連絡協議会 会長)

内閣総理大臣表彰受賞者(団体の部)

南砺市山野婦人防火クラブ(富山県)
福岡県浮羽地区防災協会(福岡県)

消防庁長官表彰受賞者(個人の部)

馬田 英男(東京都・荏原防火防災協会 会長)
小池 大一(東京都・武蔵野防火管理研究会 会長)
古屋 勝彦(東京都・京橋防火防災協会 会長)
井阪 彬祐(三重県・津市防火協会 名誉会長)
伊藤 正司(三重県・菟野町防火協会 会長)
池内伊之助(京都府・京都市右京少年消防クラブ 代表幹事)
高橋 明雄(京都府・福知山市幼年消防クラブ連絡協議会 会長)
岡本 長壽(大阪府・東大阪市西防火協力会 副会長)
城 義暉(大阪府・南防災協会 会長)
石元 正男(福岡県・粕屋北部地区防災協会 会長)
井上 安彦(福岡県・粕屋南部地域防災協会 顧問)
齊藤 芳夫(茨城県・結城市危険物安全協会 会長)
折原 利夫(埼玉県・埼玉県危険物安全協会連合会 理事)
雨宮 義利(山梨県・山梨県危険物安全協会 理事)
矢橋 慎哉(岐阜県・大垣危険物安全協会 会長)
小林 裕子(栃木県・小山市女性防火クラブ連合会 会長)
荻野 一男(千葉県・木更津市文京ポプラ少年消防クラブ 代表)
福井 孝(千葉県・四街道市防火指導員 リーダー)
牛丸 道子(岐阜県・関市女性防火クラブ 会長)
尾嶋 静江(大阪府・大阪市女性防火クラブ連合会長)
珠山キミ子(山口県・戸田婦人防火クラブ 会長)
松山 政子(日本防火協会・高知県女性防火クラブ連絡協議会 会長)
児島千久男(日本消防設備安全センター・福岡県消防設備安全協会 理事長)

消防庁長官表彰受賞者(団体の部)

アルパイン株式会社いわき事業所自衛消防隊(福島県)
青葉火災予防協会(神奈川県)
財団法人 横浜市防火協会栄支部(神奈川県)
宍粟防火協会(兵庫県)
住友金属工業株式会社総合技術研究所自衛消防隊(兵庫県)
釜石市婦人消防連絡協議会(岩手県)
陸前高田市婦人消防連絡協議会(岩手県)
西会津町女性消防隊(福島県)
横須賀市婦人防火クラブ運営協議会(神奈川県)
安八町女性防火クラブ(岐阜県)
高田婦人防火クラブ(兵庫県)
豊浦町婦人防火クラブ(山口県)
戸町4丁目婦人防火クラブ(長崎県)
宮城県婦人防火クラブ連絡協議会(日本防火協会)
社団法人埼玉県消防設備協会(日本消防設備安全センター)

平成19年度消防防災航空隊長会議の開催

(全国航空消防防災協議会主催)

応急対策室

1. はじめに

平成19年6月14日・15日の2日間、「平成19年度消防防災航空隊長会議」が、東京都港区のメルパルク東京で開催されました。

この会議は、全国航空消防防災協議会の主催によるもので、航空消防防災行政の第一線で活躍している全国の航空消防隊長が一堂に会する唯一の場であり、今回で5回目の開催となります。

会議では、それぞれの航空消防隊が抱える課題や取組などについての情報提供と意見交換が行われるとともに、消防庁の航空担当者も参加し、航空消防隊相互間だけでなく、消防庁、都道府県、消防本部等との情報の共有化が図られました。



平成19年度消防防災航空隊長会議

2. 全国航空消防防災協議会

全国航空消防防災協議会は、消防防災ヘリコプターに係る地方公共団体相互の連絡協調を推進し、国民の皆様の信頼に応える航空消防防災体制の確立に資することを目的として、全都道府県の合意のもと、平成8年1月22日に設立されたものです。

なお、主な事業は次のとおりです。

○調査研究事業の実施

ヘリコプターによる消防防災活動上の諸課題等について、専門委員会を設置して調査研究事業を実施しています。

○研究開発事業の実施

全国の航空消防防災体制の充実・強化と、消防防災ヘリコプターのより安全かつ効果的な運航に資するため、研究開発事業を実施しています。

○研修会等の実施

航空消防隊員及び都道府県の消防防災担当職員等を対象に、航空法規の運用、ヘリコプターによる各種消防防災活動等について、専門家を招いての研修やテーマを定めて意見交換を行うなどの事業を実施しています。

○機関誌等の発行

全国の航空消防防災体制についての理解と協力を得るため、機関誌「はばたき」、「はばたきニュース」を発行しているほか、ホームページなどにより、航空消防に関する情報を幅広く提供しています。

3. 会議内容

○6月14日(木)

消防庁・菊池雄三応急対策室長のあいさつの後、同庁の大塚泰史航空専門官による説明、埼玉県防災航空隊の大谷清秋隊長補佐による調査研究報告、日本医科大学千葉北総病院の益子邦洋救命救急センター長による講演が行われました。



菊池雄三応急対策室長のあいさつ



【大塚泰史航空専門官からの説明】

『消防防災ヘリコプターの現状と課題等について』と題し、消防防災ヘリコプターの現状と活動実態や消防庁の取組などについて説明を行いました。



大塚泰史航空専門官からの説明

【大谷清秋隊長補佐による調査研究報告】

平成18年度の全国航空消防防災協議会調査研究事業の一つである『航空消防隊の共通手信号についての調査研究委員会』の研究結果報告が行われました。



大谷清秋隊長補佐による調査研究報告

【益子邦洋救命救急センター長による講演】

『救助と医療のコラボレーション』と題し、救命率向上のためのヘリコプターを活用した救急医療体制についての講演が行われました。



益子邦洋救命救急センター長による講演

○6月15日(金)

各航空消防隊の取組状況の紹介、航空消防隊が抱える諸課題に対する検討が行われました。

【取組状況の紹介】

①『岐阜県防災航空隊の2機連携活動について』

岐阜県防災航空隊 尾関浩司副隊長

②『愛知ドクターヘリとの連携活動について』

愛知県防災航空隊 額額吉博隊長

③『医師同乗救助システムについて』

和歌山県防災航空隊 芝本喜孝隊長

④『山口県高度レスキュー合同訓練について』

山口県消防防災航空隊 土井善博副隊長

【諸課題に対する検討】

①『病院内ヘリポートを使用して傷病者を引き継ぐ場合における運用等について』

新潟県消防防災航空隊 井島勝昭隊長

②『林野火災の消火支援活動中における消火バケットの離脱・水没事例について』

鳥取県消防防災航空隊 天野智隊長

③『ヘリ救急の運用とメディカルコントロールの事務処理について』

福岡市消防航空隊 萩原尚隊長

4. おわりに

消防防災ヘリコプターの出動件数は増加傾向にあり、また、救急救助活動等への更なる活用を求める声も大きくなっており、消防防災ヘリコプターに対する国民の期待は増すばかりです。

各種災害への消防防災ヘリコプターの積極的な活用や大規模災害発生時等における消防応援活動をより安全かつ効果的に実施するためには、航空消防隊、消防庁、都道府県、消防本部が密接に連携していくことが不可欠です。

関係の皆様には、国民の安心と安全のため、災害への備えに万全を期していただきますとともに、安全でより効果的な航空消防体制の構築のため、今後ともご理解とご協力をお願いします。



三重県 松阪地区広域消防組合
消防本部
消防長 堀出 忠夫

歴史と文化が薫る商人のまち 松阪

三重県のほぼ中央に位置する松阪地区広域消防組合は、昭和47年9月28日に松阪市ほか4町2村で構成する一部事務組合として発足しました。

管内人口の約81%を占める松阪市は、歴史と文化の薫る商人のまちとして、古くから栄えたまちです。今から約400年前の天正12年、戦国時代の名将蒲生氏郷が豊臣秀吉から12万石を与えられ、松阪城を築城するとともに商業の繁栄に意を注ぎ、現在の礎を築いたといわれています。

また、三井グループの創始者である三井高利の生誕の地として大変繁栄し、一方では「古事記伝」で有名な国学者本居宣長や、「北海道の名付けの親」として知られる松浦武二郎を輩出するなど豊かな文化が息づくまちでもあります。

そして、松阪の名産といえば、何とんでも「松阪牛」です。そのきめの細かい霜降りと柔らかな肉質は、正に「肉の芸術品」であり、昭和10年の全国肉用畜産博覧会において最高の「名誉章」を受章して以来、世界ブランドとして高い評価を得ています。



「肉の芸術品」松阪牛

遅しく、優しく、力強い消防

当消防組合は、平成17年1月1日に5市町が合併した新松阪市と、平成18年1月1日に2町村が合併した新多気町及び明和町の1市2町により構成されています。

管内人口は20万6,673人、世帯数7万3,848戸、総面積767.8km²であり、伊勢湾沿岸部から奈良県境の山間部にわたる広大な地域を管轄し、その体制は、職員定数275人、1本部4署5分署となっています。平成17年12月からは指揮隊、特別救助隊、水難救助チーム及び山岳救助チームなどの専門部隊を立ち上げ、管内で発生する様々な事案への対応が可能となりました。

また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模な災害の発生に備え、科学的消防基盤、人的消防基盤の充実強化を図るとともに、大量退職に伴う消防力の通減対策として職員採用平準化策、消防職団員OBが消防活動を支

援するための「消防支援隊制度」等の主要施策を積極的に展開してまいりました。

この消防支援隊制度は、大規模地震等の災害が発生した場合、消防職員及び消防団員が行う消火、救急、救助活動の支援を目的とするもので、現在、119人の皆様に登録していただいています。

一方、消防団の充実強化に努めた結果、平成19年2月20日に消防庁長官より「消防団地域活動表彰」を受賞しました。また、同年4月1日から事業主の消防団活動に対する理解と協力を得るため、「消防団協力事業所表示証制度」の運用を開始し、松阪市長から市内9事業所に対し「消防団協力事業所表示証」の交付を行ったところ です。

平成15年度からは、国際貢献活動として、JICA（国際協力機構）との連携によるフィジー諸島共和国消防技術支援事業を推進しており、毎年、同国上級消防官2人を受け入れています。さらに平成18年度からは当消防組合職員2人を現地に派遣し、消防技術の指導を実施しています。

また、当消防組合の救急救命士13人を国際緊急援助隊医療チームに登録し、平成15年アルジェリア地震、平成16年インドネシア・スマトラ沖地震及び平成17年パキスタン・カシミール地震の緊急援助隊医療活動にそれぞれ救急救命士2人を派遣しています。

これら被災地における医療活動に従事した救急救命士の経験は、本人はもとより組織の大きな財産として、大規模災害への対応や職員の防災意識の高揚に大きな役割を果たしています。



JICA 活動風景

安心で安全なまちづくりへの貢献

今後、発生が危惧される大規模な地震や、ますます複雑多様化する各種災害など、消防を取り巻く環境は著しく変化することが予想されます。これらの災害等に敏感に対応するとともに、管内住民の「安心・安全の確保」を組織の基本理念に掲げ、「遅しく、優しく、力強い消防」を組織像として、安心で安全なまちづくりに貢献してまいります。

小学校巡回警戒広報用音楽テープを制作

横浜市安全管理局

横浜市安全管理局保土ヶ谷消防署は、消防隊による小学校通学経路の巡回警戒をより効果的に行うため、「音楽」、「音楽と小学校児童の歌」、「音楽とナレーション」の3種類の「小学校巡回警戒広報用音楽テープ」を制作しました。去る6月29日に出発式を行った後、一斉に広報活動を開始、「市民に顔が見え、親しまれる消防」を実践できるようになりました。音楽テープは職員の手作りで、小学校児童等から好評を得ており、「線から帯へ、帯から面へ」のより効果的な警戒活動を実施しています。



小学校通学経路の巡回警戒の様子

沼津市救急ワークステーションを開設

沼津市消防本部

沼津市消防本部は去る4月1日、沼津市立病院の敷地内に「沼津市救急ワークステーション」を開設しました。救急隊は、救命救急センターで実務研修を実施するだけでなく、同ステーションの救急研修室で各種研修や訓練を行い、また、病院と隣接している利点を活かし、医師からの指導、助言等を受けることができます。救急講習室は、一般公募による各種講習会の開催や、応急手当指導員の研修場所として、応急手当普及啓発推進の活動拠点としても利用されています。



救急隊員のプロトコール訓練

消防通信 望楼 ぼうろう

環境美化を兼ねて三輪自転車の運用を開始

茨木市消防本部

茨木市消防本部は環境に配慮した消防業務の推進に取り組み、関西で初めて「ISO 14001（環境マネジメント国際規格）」の認証を取得しました。その一環として、環境負荷を減らすため、去る7月1日、排ガスの出ない三輪自転車の運用を開始しました。三輪自転車は、スチール製の荷物入れ付きの特別仕様で、消防パトロールを行う際、路上の空き缶やペットボトル等の資源ゴミの回収も行っています。また、運用時に遭遇したほや等の初期消火ができるように、小型消火器を2本積載しています。



特別仕様の三輪自転車

機能別消防団員による「水上バイク隊」を発足

宮崎市消防団

宮崎市消防団は、水害時のみ出動する機能別消防団員「水上バイク隊」を発足させ、去る6月3日、発足式と関係機関合同の救助訓練を実施しました。今回、発足に至ったのは、平成17年の台風第14号の豪雨により市内各地で大規模な浸水被害が発生した際に、水上バイク愛好者4人が約90人の住民の救助や病院への物資搬送を行った実績を受けてのことです。個人の水上バイクを活用して、大規模な水害や水難事故発生時に救助活動を行う水上バイク隊の活躍に市民の期待が高まっています。



合同救助訓練での水上バイク隊

消防通信／望楼では全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校 だより

救急科 (第67期)

救急科第67期は、4月11日から6月27日まで実施されました。今年度の教育内容は、気管挿管及び薬剤投与に必要なカリキュラムに加え、救急教育指導者としての資質向上を図るという三本柱を目標としています。

このため、232時間の資格取得に係るカリキュラムのほか、消防法制や消防実務管理、消防運用等に係るカリキュラム128時間を合わせると、教育期間(時間)は53日(360時間)と消防大学校の教育の中で最長となりました。

座学では、救急医療の第一線で活躍中の医師を講師に招き、救急救命士標準テキスト等、先生方の著作の神髄まで踏み込んだわかりやすい講義を聴講し、気管挿管や薬剤投与に関する最新かつ最高の高度な知識を習得することができました。

また、消防法制や消防実務管理、消防運用のカリキュラムでは、消防庁幹部職員から、それぞれの分野における最新の施策や課題、今後の方向性等について示唆に富んだ講義を受け、消防を取り巻く状況の厳しさ、変化の速さを実感しました。

さらに、教育技法やディベートを活用した議論の進め



シミュレーション訓練の様子



想定訓練中の学生

方、個人課題研究の発表等を通じて、救急教育指導者として今後、地域の救急隊員教育を担っていく上で充実した糧を持ち帰ることができたと思います。

一方、実科にあっては、気管挿管・薬剤投与のプロトコルにのっとったシミュレーション訓練、OSCEによる想定訓練等を通じて、的確な手技と判断力を養いました。また、班ごとの実務研究課題では、救急蘇生に関するガイドライン2005に沿って創意工夫した救急救命活動のモデルを追求し、教育資料として映像媒体に残すことができました。学生たちが消防大学校長賞を目指し、班ごとに競い合った総合訓練も忘れられない思い出となったことでしょう。

3か月余りの教育期間中、寝食を共にし議論白熱する中で共通の課題に真剣に取り組んだ学生は、たくさんの成果と全国につながる情報連絡網を築いて卒業していきました。今後は、消防大学校卒業生としての誇りと自信を持って、地域の安心と安全のためにご活躍されるよう期待しています。

成績優秀者

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
救急科(第67期) 4月11日~6月27日 18人	渡邊 良二 青木謙一郎	豊田市消防本部(愛知県) 佐賀広域消防局(佐賀県)

救助科 (第56期)

救助科第56期は、4月12日から6月6日まで実施されました。48人の学生は、全国の救助隊長、副隊長及び将来の隊長を目指す気力旺盛な隊員たちです。

救助科のカリキュラムは、単に消防大学校で用意されたものを学ぶだけではなく、所属に持ち帰るに値する実務的な知識・技術を修得するとともに、指導者としての資質を高めるために学生自らが企画・立案・実施及び検証を重ねる過程を重視しています。

座学では、災害現場における指揮者としての判断能力を養成するため、災害事象別の指揮理論や災害活動事例を題材として、今後の活動方針及び対応策を検討する事例研究を実施しました。また、災害時における消防用設備等の活用や、災害現場における消防活動の訴訟事例と対応なども新たに取り入れました。

次に、実科訓練では、現在、都市型レスキューと呼ばれる新たな手法が注目されていますが、全国的に一様に浸透しているわけではないことから、基本的な資機材の取扱いや、学生全員が理解を深めるための基本訓練を重



ロープシステム設定訓練



震災対策訓練

点的に実施しました。

特に、学生自らが企画し実施する「学生企画訓練」では、学生が8班に分かれ、班ごとに訓練想定を企画します。各訓練は、その訓練を企画した班とは異なる班が行いますが、並行して、教育支援隊（近隣消防本部から招いています。）にも同じ内容で実施してもらいます。そして訓練終了後に企画班と両方の実施隊とで検討会を行い、企画内容・活動内容について、安全性・確実性を主眼に置いて検証しました。この科目は、全国の消防救助関係者から注目され、二日間で200人を超える見学者が訪れるなど、今更ながら消防大学校救助科に対する関心の高さに驚かされました。

また、入校中は災害時の救助活動方法や訓練方法等について、学生間で熱心な意見交換が行われたところであり、これによって全国につながる強固な情報連絡網が構築できたものと思います。

今後は消防大学校救助科で培ったものを業務の糧とし、安心・安全の地域社会づくりに貢献されるよう期待しています。

平成19年度「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

救急企画室

1. はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、昭和57年に救急医療及び救急業務に対する国民の皆様の正しい理解と認識を深め、かつ救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」と定めています。今年度は9月9日（日）から9月15日（土）までを「救急医療週間」と位置付け、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の協力により全国各地において各種の行事を開催します。

2. 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な実施事項については、各都道府県において関係各機関と協議の上、定めるものとしていますが、その実施にあたっては次の事項に重点を置くものとしています。

- (1) 救急法の普及啓発
- (2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

3. 期間中に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

9月9日の「救急の日」にあわせて、救急業務の推進



平成18年度 救急功労者表彰式



救急の日2006

に貢献のあった個人又は団体に対し、消防庁長官が表彰を行います。今年度は9日が日曜日であるため、10日（月）に実施します。

(2) 「救急の日2007」

消防庁、厚生労働省、日本救急医学会及び日本救急医療財団の共催により9月13日（木）・14日（金）の2日間、新宿駅西口広場において「救急の日2007」を開催します。

この行事は救急医療・救急業務に携わる医療関係者、救急隊員の活動を広く広報し、救急医療・救急業務に対する国民の皆様のご理解と認識を深めていただくことを目的としています。今年度は「救急車の適正な利用」をメインテーマに掲げ、救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、東京消防庁による救急救命士の特定行為を含んだ救急救命処置訓練の実演、AED（自動体外式除細動器）の使用を含む心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。

4. おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、救急需要対策の一環として「救急車の適正な利用」について各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況をはじめ救急業務の実態を正確に情報提供することにより、国民の皆様「救急車の適正な利用」に対するご理解とご協力が得られることを期待します。

消防庁人事

平成19年 7月 4日付

氏名	新	旧
渡 邊 洋 己	退職 (静岡県総務部理事(防災担当)へ)	予防課危険物保安室長 併任 予防課特殊災害室長

平成19年 7月 5日付

木 原 正 則	予防課危険物保安室長	静岡県総務部理事 (防災担当)
鈴 木 康 幸	予防課特殊災害室長	危険物保安技術協会業務企画部長

平成19年 7月 6日付

高 部 正 男	退職	長官
荒 木 慶 司	長官	総務省大臣官房長
大 石 利 雄	命 国民保護・防災部長事務取扱	次長
小笠原 倫 明	出向 (総務省情報通信政策局長へ)	国民保護・防災部長

平成19年 7月10日付

大 石 利 雄	免 国民保護・防災部長事務取扱	次長・国民保護・防災部長事務取扱
岡 山 淳	国民保護・防災部長	総務省大臣官房付
塚 田 桂 祐	出向 (大臣官房参事官へ) 併任 国民保護・防災部参事官	国民保護・防災部参事官
田 中 克 尚	出向(総務省大臣官房秘書課へ)(併任 内閣府本府公共サービス改革推進室 併任 官民競争入札等監理委員会事務局)併任解除	国民保護・防災部防災課 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室

平成19年 7月17日付

神 門 純 一	併任 総務課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
上 田 真 弓	出向(総務省行政評価局評価監視調査官 併任 自治行政局行政課へ)	消防・救急課救急企画室
奥 田 依 里	消防・救急課救急企画室	総務省総合通信基盤局国際部国際経済課多国間経済室 併任 総合通信基盤局国際部国際経済課
添 田 徹 郎	出向 (総務省行政管理局副管理官へ) 併任解除	予防課危険物保安室課長補佐 併任 予防課特殊災害室課長補佐
平 野 欧里絵	予防課危険物保安室課長補佐 併任 予防課特殊災害室課長補佐	総務省行政管理局企画調整課行政手続・制度調査室課長補佐 併任 内閣官房副長官補付
伊 沢 好 広	出向 (総務省大臣官房企画課課長補佐へ)	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐
作 田 吉 弘	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐	総務省総合通信基盤局国際部国際政策課課長補佐

平成19年 7月20日付

羽 生 雄一郎	出向 (総務省大臣官房付へ) (福岡県総務部次長)	総務課理事官
---------	---------------------------	--------

平成19年 7月21日付

川 島 司	総務課理事官	総務省大臣官房付
-------	--------	----------

平成19年 7月23日付

塚 田 桂 祐	併任解除	総務省大臣官房参事官 併任 国民保護・防災部参事官
兵 谷 芳 康	国民保護・防災部参事官	総務省大臣官房付

6月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防救第 73号	平成19年 6月 4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	商店街への自動体外式除細動器 (AED) 整備支援に関連する救命講習の実施について
消防救第 74号	平成19年 6月 6日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	救急事故等報告要領に基づく報告における救急オンライン処理システム内データの修正について
消防救第 80号	平成19年 6月 11日	各都道府県知事	消防庁長官	「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について
消防予第230号	平成19年 6月 13日	各都道府県知事	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
消防予第231号	平成19年 6月 13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁予防課長	小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について
消防情第158号	平成19年 6月 13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	携帯電話・IP電話等からの緊急通報に係る位置情報通知システムにおけるID及びIPアドレス申請手続きについて
消防消第114号	平成19年 6月 14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防ヒヤリハットデータベースの運用に係る事例情報の提供について
消防情第160号	平成19年 6月 18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	携帯電話・IP電話等からの119番緊急通報に係る位置情報通知システムの導入等に関するマニュアルの送付について
消防総第282号	平成19年 6月 18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁総務課長	第10回全国消防広報コンクールの実施について
消防予第241号	平成19年 6月 20日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	予防行政の運営方針について
消防予第242号	平成19年 6月 20日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法第7条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意について
消防予第243号	平成19年 6月 20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁予防課長	建築確認に係る消防同意事務の取扱について
消防応第 78号	平成19年 6月 21日	各都道府県知事	消防庁次長	災害発生時の直接即報について
消防予第246号	平成19年 6月 22日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防法の一部を改正する法律の公布について
消防予第247号	平成19年 6月 22日	各都道府県知事	消防庁次長	温泉の採取場所等の防火安全対策等に係る実態調査について
消防参第 87号 消防応第 85号	平成19年 6月 25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁参事官 消防庁応急対策室長	総務省消防庁所有の大型除染システム車等の配備について
消防予第249号	平成19年 6月 26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	火災予防技術情報の送付について
消防救第 81号	平成19年 6月 27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用を踏まえた消防機関の対応状況等の調査結果について(第4回)
消防救第 82号 医政指発第0627001号	平成19年 6月 27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長 厚生労働省医政局指導課長	救急救命士の気管内チューブによる気道確保及び薬剤(アドレナリン)投与の実施のための講習及び実習の実施状況等の調査結果について

暮らしの安全を守るため、
消防防災ヘリコプターは
今日も活躍しています。
火災・救急・救助は119へ

天駆けて空から守る

119



火災



救急



救助

総務省消防庁 全国航空消防防災協議会

消防防災ヘリコプター広報用ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。